三〇七　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件　二八　八

三〇八　各都道府県共同募金会が平成二十四年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件　二八　五

三〇九　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年八月三十一日までの輸入数量を告示する件　二八　五

三一〇　平成二十四年度の初日から平成二十四年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件　二八　五

三一一　平成二十四年度の初日から平成二十四年八月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二八　五

三一二　関税暫定措置法別表第一の六第八項に係る物品についての平成二十四年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件　二八　五

三一三　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二八　五

九　**財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省**　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件　六　三

一九　**財務省、農林水産省**　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　六

二〇　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　六

二一　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　六

財務省、農林水産省、経済産業省　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　二〇　七

一〇　**財務省、農林水産省、経済産業省**　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　二七　三

三一　**国税庁**　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　二一　四

文部科学省　重要文化財を国宝に指定する件　六　五

一一〇　重要文化財を国宝に指定する件　六　五

一一五　旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件　六　五

一一六　有形文化財を重要文化財に指定する件　六　六

一一七　国宝に有形文化財を追加して国宝に指定する件　六　一一

一一八　重要文化財の名称及び員数を改める件　六　一二

一一九　重要文化財の名称を改める件　六　一三

一二〇　重要文化財の員数を改める件　六　一三

一二一　有形文化財を登録有形文化財に登録する件　六　一四

一二二　科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件　一二　二

一二三　原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示　一四　二三

一二四　史跡に指定する件　一九　三

一二五　名勝及び史跡に指定する件　一九　七

一二六　名勝及び天然記念物に指定する件　一九　七

一二七　天然記念物に指定する件　一九　八

一二八　特別史跡に地域を追加して指定する件　一九　一一

一二九　史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件　一九　一一

一三〇　史跡に地域を追加して指定する件　一九　一二

一三一　名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件　一九　一六

一三二　天然記念物に地域を追加して一部を解除する件　一九　一六

一三三　天然記念物に地域を追加して指定する件　一九　一七

一三四　記念物を登録記念物に登録する件　一九　一七

一五六　登録記念物の登録を抹消する件　一九　一七

一五七　文化的景観を重要文化的景観に選定する件　一九　一七

一五八　重要文化的景観に地域を追加して選定し、名称を改める件　一九　一八

文部科学省、経済産業省　原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省・経済産業省関係告示の整備等に関する告示　一四　二七

六　特別会計に関する法律施行令第五十一条第一項第二号の文部科学大臣及び経済産業大臣が定める同号ニに掲げる交付金に係る基準を定める件の全部を改正する件　一四　二九

文部科学省、経済産業省、国土交通省　原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省・経済産業省・国土交通省関係告示の整備に関する告示　一四　三〇

七　旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律ノ規定による認定を取り消す件　六　一四

三〇　重要文化財を管理すべき団体を定める件　六　一四

厚生労働省　平成二十四年度における共同募金の実施期間を定める件　三　三

四九四　薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件　四　三

四九五